



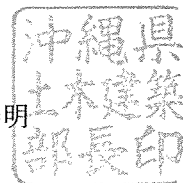
様式第 2 号

苦情申立に係る回答書

令和 3 年 9 月 8 日

有限会社 郷土開発
代表取締役 知念 正勝 様

沖縄県土木建築部
部長 島袋 善明



令和 3 年 8 月 3 1 日付けで申立があった不服事項等については、次のとおり回答します。

指名停止等通知番号	土技第 4 5 1 号
申立事項への説明	<p>当該工事については、当初契約工期を令和 2 年 3 月 3 1 日から令和 2 年 9 月 2 6 日までの 1 8 0 日間として契約に至っております。</p> <p>その後、計画通知の取得のため、50 日間の工事一時中止としましたが、令和 2 年 9 月 2 4 日に工事中止に伴う工期の延長とし 5 0 日間工期を延長する改定契約を行っております。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る多良間村からの来島自粛のお願いや人手不足等による工期延長届を受け、令和 2 年 1 1 月 6 日には 9 7 日間工期を延長する 2 回目の改定契約を行っております。</p> <p>さらに、天候不良等によりフェリーの減便や欠航などによる資材の搬入遅れなどを理由として、令和 3 年 2 月 1 2 日には 2 6 日間の工期を延長する 3 回目の改定契約を行っており、合計して 1 7 3 日間の工期延長を行っております。</p> <p>その間、工事進捗に必要な施工計画書や施工図等の書類の提出を再三に渡り求めてきましたが、提出に至らず、令和 3 年 1 月 7 日には各工事に係る書類の作成及び提出、適正な工程管理を求める是正等の措置請求について通知を行っております。</p> <p>これらのことから、様々な事情を考慮し、3 度の工期延長に係る改定契約を行ったにもかかわらず、契約工期内に工事が完成しなかったことは請負業者の責によるところが大きいと判断し、今回の苦情申立にあった指名停止措置の取り下げについては認められません。</p>

再苦情申立てについて

この回答書による説明に不服がある方は、指名停止期間内又は回答書を受け取った日の翌日から起算して2週間（休日を除く。）以内に、再苦情申立書（別紙様式）により再苦情の申立てを行うことができます。

再苦情の申立てがあった場合は、適正化委員会に審議を依頼し、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に適正化委員会から審議結果の報告が出されます。

この審議結果を踏まえた上で、適正化委員会から報告を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、再苦情申立者に対し、書面により回答します。

申立てが認められなかったときは、申立てに根拠が認められないと判断された理由を示してそのことを、申立てが認められたときは適正化委員会の意見を尊重し、申立てが認められたこと及びこれに伴い発注部の長等が講じようする措置の概要を再苦情申立者に対し明らかにします。

また、回答を行ったときには、再苦情申立者の提出した再苦情申立てに関する書面及び再苦情申立者に対して回答を行った書面を閲覧による方法等により、回答を行った日の属する年度とその翌年度において公表します。

再苦情の申立てが申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められるときは、再苦情申立書を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内にその申立てを却下します。

【再苦情申立書の提出期間】

回答書を受け取った日の翌日から起算して2週間以内（期間の末日が休日に当たるときは、期間は、その翌日に満了する）。

具体的な、提出期間は別紙を参照して下さい。

【再苦情申立書の提出場所】

沖縄県土木建築部 技術・建設業課 建設業指導契約班

電話：098-866-2374

(別紙)

受領日	再苦情申立書の提出期間
9月9日(木)	9月10日(金) ~ 9月24日(金)
9月10日(金)	9月11日(土) ~ 9月24日(金)
9月11日(土)	9月12日(日) ~ 9月27日(月)
9月12日(日)	9月13日(月) ~ 9月27日(月)
9月13日(月)	9月14日(火) ~ 9月27日(月)
9月14日(火)	9月15日(水) ~ 9月28日(火)